

熊本市民生委員定数条例（平成26年条例第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づく本市の区域に置かれる民生委員の定数は、 <u>1,469人</u> とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づく本市の区域に置かれる民生委員の定数は、 <u>1,466人</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。